

第 1 1 次愛知県職業能力開発計画の策定について

1 目的

現行の第 1 0 次愛知県職業能力開発計画の計画期間が 2 0 2 0 年度に終了することに伴い、日本一のモノづくり県である愛知県が、今後ともその産業力を維持・拡大させ、日本の産業全体をけん引していくためには、産業の基盤となる人材育成の一層の強化が必要となることから、**2 0 2 5 年度を目標とする、第 1 1 次愛知県職業能力開発計画を策定する。**

2 位置付け

(1) 国の計画に基づく法定計画

職業能力開発促進法第 7 条第 1 項 (※) に規定されており、国 (厚生労働省) が策定する「次期職業能力開発基本計画」に基づき、愛知県内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画。

同条第 2 項において、定める事項として以下の 3 つが規定されている。

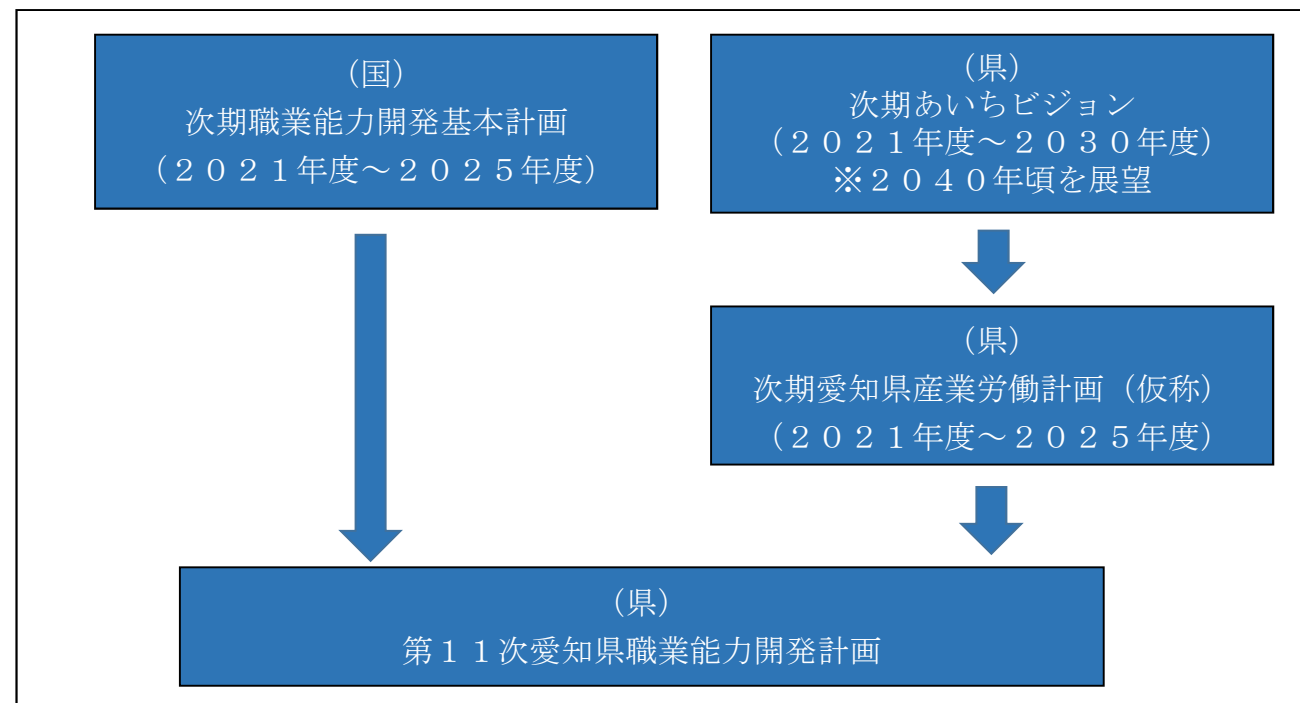
- ・技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- ・職業能力の開発の実施目標に関する事項
- ・職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

※ 第七条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画 (以下「都道府県職業能力開発計画」という。) を策定するよう努めるものとする。

2 都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第五条第二項各号に掲げる事項について定めるものとする。

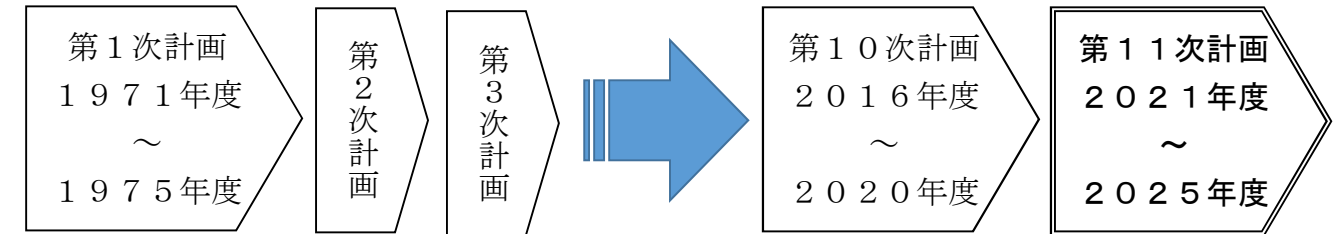
(2) 県の産業労働政策において、人材育成 (職業能力開発) の分野における方向性を定める個別計画

愛知県全体の総合計画である「次期あいちビジョン」のアクションプランとしての位置づけを持つ「次期愛知県産業労働計画 (仮称)」の個別分野の計画



3 計画期間

2 0 2 1 年度から 2 0 2 5 年度までの 5 年間



※第 1 次から第 3 次までは職業訓練計画

4 計画の構成イメージ

- 現計画の総括
現計画に位置付けられている目標数値 (アウトカム指標) の達成状況等を評価する。
- 将来展望
現計画策定後、現在までの社会経済情勢の変化 (現状分析) や今後の見通しを踏まえ、人材育成の分野で目指すべき方向性を定める。
- 施策の柱と具体的な取組
2 0 2 5 年度の目標数値の達成に向け、必要となる柱及び具体的な取組を定める。

5 検討体制

愛知県職業能力開発審議会において議論 (3 回程度開催) し、その意見を反映する。

6 策定スケジュール

2 0 2 0 年度内に 3 回程度審議会を開催し、審議会からの答申を経て、策定する。国が公表後、速やかに公表予定。
詳細なスケジュールは別添のとおり。